

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 真室川町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
879	2,702	173	3,754

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,342	5,187	155	118	107	6,535	
一般会計等	5,342	5,187	155	118		6,535	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	270	267	4	252	97	1,785	1,431	法適用企業
病院事業会計	1,125	1,108	17	251	361	1,222	782	法適用企業
下水道事業会計	201	199	2	2	76	1,087	1,045	
観光施設事業会計	102	101	1	1	14	-	-	
国民健康保険事業会計	90	84	6	6	25	-	-	
介護保険事業会計	764	763	1	1	115	-	-	
後期高齢者医療事業会計	83	81	2	2	35	-	-	
老人保健医療事業会計	115	103	12	12	5	-	-	
公営企業会計等 計				527		4,094	3,258	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
山形県消防補償等組合	1,145	1,137	8	8	8	-	-	
山形県自治会館管理組合	112	85	28	28	-	-	-	
山形県市町村職員退職手当組合	10,125	9,718	407	407	-	-	-	
山形県市町村交通災害共済組合	63	41	22	22	-	-	-	
最上広域市町村圏事務組合	4,054	4,016	37	37	10	4,945	212	
最上地区広域連合(普通会計分)	159	150	9	9	-	-	-	
最上地区広域連合(事業会計分)	3,223	2,981	242	242	358	-	-	
山形県後期高齢者医療広域連合(普通会計分)	1,482	1,469	12	12	14	-	-	
山形県後期高齢者医療広域連合(事業会計分)	114,837	112,446	2,391	2,391	1,875	-	-	
一部事務組合等 計				3,156		4,945	212	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
真室川町土地開発公社	0	15	5	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			5	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	499	500	1
減債基金	177	177	0
その他充当可能基金	840	808	32
充当可能基金 計	1,516	1,485	31

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.96	3.13	0.17	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比	17.38	17.17	0.21	20.00	40.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	17.3	17.1	0.2	25.0	35.0	下水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	131.7	106.5	25.2	350.0		観光施設事業会計	-	-	-
財政力指数	0.22	0.21	0.01						
経常収支比率	90.0	89.4	0.6						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。